

新規（建設キャリアアップ「機械土工」「基礎ぐい工事」レベル3対応講習） 「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育」のご案内

1. 概要

労働安全衛生法第60条の2第1項では、事業者は、労働災害動向や技術革新の進展等に対応して安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育を行うように努めなければならないとされ、同条第2項で、厚生労働大臣は、同教育の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するとされています。

本教育は、上記の法令、指針（平成元年5月22日付け安全衛生教育指針公示第1号）及び関係行政通達（平成元年5月22日付け基発第247号、平成5年6月11日付け基発第366号）に基づく安全衛生教育となります。

【別添】建設キャリアアップシステムとの関係

本教育は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の「機械土工技能者」及び「基礎ぐい工事技能者」に関するレベル3の保有資格として公表されています。

なお、CCUSの能力評価申請等に関しては、各能力評価実施団体にご確認願います。

2. 開催予定日等

月 日	定員
1月8日（水）	60名

3. 教育の対象者

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了後おおむね5年を経過した方又は本教育修了後おおむね5年を経過した方

4. 講習科目及び時間（休憩時間の記載を除く。）

	時間	講習科目	教育時間数
学 科	8:40～8:50	オリエンテーション	
	8:50～9:50	最近の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特徴	2時間
	10:00～11:00		
	11:10～12:10	車両系建設機械の取扱いと保守	2時間
	13:10～14:10		
	14:20～15:20	災害事例及び関係法令	2時間
15:30～16:30			

①受講時、早めに受付けをすませ、開講時間までにご着席ください。

②上の科目及び時間を受講された方には最後に修了証を交付します。

受講時に遅刻、中抜けや受講辞退等により受講時間数が不足した場合、修了証は交付できません。

5. 受講料及びテキスト代（消費税を含んだ金額。（ ）内は、消費税（税率10%）の額。）

	受講料（内、消費税）	テキスト代（内、消費税）
会 員	9,460円（860円）	1,320円（120円）
一 般	11,330円（1,030円）	1,760円（160円）

① 受講料にテキスト代は含んでいません。

② 使用テキスト：車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務の安全（建設業労働災害防止協会）

③ 会員とは、建災防協会富山県支部の1号会員を指します。会員に該当しない方は一般となります。

④ 本教育は、人材開発助成金（建設労働者技能実習コース）の助成対象技能実習とされています。

申請手続き等は、富山労働局助成金センター（TEL076-432-9162）にご確認願います。

6. 受講申込みの予約受付開始日

2024年12月2日(月) 10時よりホームページにおいて開始

7. 受講申込みの方法

- ① 「6.受講申込みの予約受付開始日」より受講申込みの予約を建設業労働災害防止協会富山県支部ホームページにおいて開始します。
 - ② 受講申込みの予約をホームページより行ってください。完了後、予約完了メールが届きます。
 - ③ 受講申込み予約を行った後、窓口手続希望日(7-②から7日以内の日)に「A. 本申込時に必要な物」を揃え、指定した「B. 申込窓口」にご持参ください。
- ※ 7-②から7日を経過しても本申込みを行っていない場合には、予約は取り消しとなります。受講を希望する場合は、あらためて予約から行ってください。

A. 本申込時に必要な物

- ① 予約完了メールを印刷したものの又は画面を提示ください。
- ② 受講申込書(ホームページから印刷し、ご使用ください。)
- ③ 「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」修了証の写し
- ④ 受講料、テキスト代
- ⑤ 写真1枚(縦3cm×横2.4cm)(※1)

※1 写真は、上三分身(胸から上)、背景無地、正面、脱帽、サングラス不可、6ヶ月以内に撮影したもので裏面に氏名(フルネーム)を記入してください。なお、デジカメ写真の場合は必ず写真用紙を使用してください。

B. 申込窓口

受付時間は8時30分～16時30分までです。(注:富山県支部は申込窓口ではありません。)

富山分会	〒930-0094 富山市安住町3-14 富山県建設会館2階 TEL 076-442-2262 FAX076-442-2306
高岡分会	〒933-0029 高岡市御旅屋町1222-2 エルパセオ2階 TEL 0766-21-1081 FAX0766-21-1082
魚津分会	〒937-0041 魚津市吉島1102 魚津建設福祉会館 TEL 0765-22-2581 FAX0765-22-1902
砺波分会	〒939-1521 南砺市苗島373-1 南砺建設会館 TEL 0763-22-3670 FAX0763-22-5804

8. 講習会場 ※講習会場で受講申込み受付はできませんので、ご注意ください。

建設業労働災害防止協会富山県支部 建災防協会技能研修センター
〒939-3545 富山市水橋入部町字元禄4-62
TEL 076-478-4900 FAX 076-478-5090

9. 講習時に必要な物

※昼食は準備していません。

※講習は座学(学科)のみです。

「筆記用具」、「受付整理票」を必ず持参ください。

「テキスト」について・・・購入された方には、講習初日に配布します。

10. 本申込み後のキャンセル等について

- (1) 講習等のキャンセルは、講習開始日の直前営業日から起算して3営業日の営業終了時刻(17時00分)までにご連絡を頂いた場合には、理由に関係なく受講料等を返金いたしますが、それ以降は、理由の如何に関わらず返金対応は致しません。なお、テキストを購入されている場合は、テキストを送付いたします。
- (2) 1回のみ受講者(受講予定者)の変更が可能です。ただし、変更後の受講者に関する受講申込書等の必要書類は、支部に、講習等開始日の直前営業日から起算して3営業日以前までに必着するようにご提出ください。
- (3) キャンセル等のご連絡は、電話で支部(Tel.076-478-4900)あてにお願いします。受付は、営業時間内(8時30分～17時00分)となります。
- (4) 遅刻や中抜け等があった場合、受講未了により修了証は交付できません。この場合、受講料等は返金いたしません。



CCUS職種コード		1 4 運転手（特殊） - 0 1 運転手（特殊）・建設機械運転工、0 6 掘削機械運転工
能力評価実施団体		（一社）日本機械土工協会
呼 称		機械土工技能者
レベル4	就業日数	1 0 年（2150日）
	保有資格	◇登録機械土工基幹技能者〔00009〕 ◇1級建設機械施工技士〔30009〕 ◇1級土木施工管理技士〔30005〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91045〕
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル3	就業日数	7 年（1505日）
	保有資格	◇車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育〔60008〕 ◇ローラー運転業務従事者安全衛生教育〔60009〕 ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）〔92045〕
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）
レベル2	就業日数	2 年（430日）
	保有資格	◇車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習〔40035〕 ◇ローラーの運転の業務に係る特別教育〔50015〕
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。[]は、ccus職種コードを示している。
※ 就業日数は、215日を1年として換算する。



CCUS職種コード		0 6 とび工 - 0 6 くい打ち工 0 1 特殊作業員 - 0 1 特殊作業員 0 2 普通作業員 - 0 1 普通作業員、0 2 掘削工 1 3 溶接工 - 0 1 溶接工 1 4 運転手（特殊） - 0 7 くい打機運転工、0 8 クレーン運転工
能力評価実施団体		（一社）全国基礎工事業団体連合会 （一社）日本基礎建設協会
呼 称		基礎ぐい工事技能者
レベル4	就業日数	1 0 年（2150日）
	保有資格	◇登録基礎工基幹技能者〔00028〕 ◇1級土木施工管理技士〔30005〕 ◇1級建築施工管理技士〔30007〕 ◇1級建設機械施工技士〔30009〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91002,91045〕 ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル3	就業日数	7 年（1505日）
	保有資格	◇基礎施工士〔33067〕 ◇2級土木施工管理技士〔30006〕 ◇2級建築施工管理技士〔30008〕 ◇2級建設機械施工技士〔30010〕 ◇車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育〔60013〕 ◇移動式クレーン運転士安全衛生教育〔60007〕 ◇青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰〔92002,92045〕 ●職長・安全衛生責任者教育〔60001,60011〕 ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長としての就業日数が1年（215日）
レベル2	就業日数	3 年（645日）
	保有資格	◇車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習〔40037〕 ◇車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習〔40035〕 ◇移動式クレーン運転士〔36022〕 ◇小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械）の運転特別教育〔50012〕 ◇小型移動式クレーン運転技能講習〔40031〕 ◇玉掛け技能講習〔40040〕 ◇基礎杭溶接管理技術者〔30097〕 ◇基礎杭溶接技能者〔33092〕
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。[]は、ccus職種コードを示している。
※ 就業日数は、215日を1年として換算する。